

入札説明書

「診療録・X線フィルム移動業務委託」の入札については、入札公告文及び関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

この入札説明書は、この一般競争入札に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名 診療録・X線フィルム移動業務委託
- (2) 仕様等 別添仕様書による
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和元年9月30日
- (4) 履行場所 岩手県立中央病院

2 入札参加資格者

次の全てを満たすこと。

- (1) 地方自治施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（県が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 入札参加申請書の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から県営建設工事等に係る指名停止等措置基準に基づく指名停止の措置又は文書警告及び庁舎等管理業務の委託契約に係る指名停止又は文書警告を受けていないこと。
- (4) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (5) 下記3の（1）により、あらかじめ入札の参加申込をした者であること。

3 入札参加者に求められる事項

- (1) 入札参加者は、次の書類を令和元年7月19日から令和元年7月26日の閉庁日を

除く午前 9 時から午後 5 時までに 14 (2) の場所に提出しなければならない。

また、入札参加者は、提出した書類について院長から説明を求められた場合には、説明しなければならない。

ア 入札参加資格審査申請書（別紙「様式 1」）

イ 誓約書（別紙「様式 2」）

ウ 業務履行等誓約書（別紙「様式 3」）

(2) 申請書及び関係資料は県立中央病院総務課において入札前に審査するものとする。

(3) 審査結果は、令和元年 7 月 29 日（月）午後 2 時までにファックスにより通知する。

4 質問書の受付及び回答方法

設計図書等に対して質問がある場合は、書面（様式任意。FAXによる提出可）により令和元年 7 月 24 日午後 5 時までに 14 (2) の場所に提出しなければならない。

なお、回答は、入札参加者に対し令和元年 7 月 26 日までに FAX により送信する。

5 入札の方法等

(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し、入札参加者の印を押印しなければならない。ただし、金額の訂正是認めない。

また、一度提出した入札書は、書換え又は撤回することができない。

(3) 代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、入札書提出の前に委任状を提出しなければならない。

6 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時：令和元年 7 月 30 日（火）午後 3 時 45 分

(2) 場所：岩手県立中央病院 2 階第 1 会議室

なお、入札書を郵送する方法により入札に参加しようとする場合は、書留郵便により、令和元年 7 月 29 日（月）午後 5 時までに 14 (2) の場所まで提出すること。

7 入札書に関する事項

入札書には、次のことを表示しなければならない。

- (1) 入札年月日
- (2) 頭書きに「入札書」であることを記載
- (3) 入札金額
- (4) 入札件名
- (5) あて名は岩手県立中央病院長とする。
- (6) 入札参加者住所・氏名（委任された者が入札を行う場合は、委任者氏名、受任者氏名、頭書きに「代理人」と記載する。）

8 入札保証金

入札しようとする金額の 100 分の 3 以上の額を入札前に納入すること。

ただし、医療局財務規程第 184 条の規定により免除することがある。

9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は、これを無効とする。

- (1) 競争入札の参加資格のない者が提出した入札書
- (2) 入札参加者に求められた事項を履行しなかった者が提出した入札書
- (3) 指定の日時までに所定の場所に到達しなかった入札書
- (4) 記名押印のない入札書
- (5) 入札金額を訂正した入札書
- (6) 誤字脱字等により必要事項が確認できない入札書
- (7) 入札件名の表示に重大な誤りがある入札書
- (8) 同一入札参加者又は代理人が 2 つ以上提出した入札書
- (9) 委任状を提出しないで代理人が提出した入札書
- (10) その他入札に関する事項に違反して提出した入札書

10 落札者の決定方法

- (1) 財務規定190条の規程により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2) の同価の入札をした者のうち、立ち会わない者又はくじを引かない者があ

るときは、当該入札者に代わって入札執行事務に關係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。

11 開札に立ち会う者に関する事項

開札は入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札参加者又はその代理人がいない場合は、入札執行事務に關係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

12 再度入札に関する事項

初度の入札において落札者がいない場合は、2回を限度とし、直ちに再度入札を行うものとする。

13 契約に関する事項

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 落札者は、契約保証金として契約金額の100分の5以上の額を納入すること。
又は契約保証金に代わる担保を示す書類等を提出しなければならない。ただし、医療局財務規程第203条の規定により免除することがある。

① 契約保証金の納付

ア 契約保証金の金額に相当する金額の金銭の納付に係る領収書を岩手県立中央病院長に提示すること。

イ 契約金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、岩手県立中央病院長の指示に従うこと。

ウ 契約の相手方である受注者（以下「受注者」という。）の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は県に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

エ 受注者は、業務完了後、契約金額の支払請求書の提出とともに契約保証金の還付を求める旨の請求書を提出すること。

② 契約保証金に代わる担保となる有価証券等に係る有価証券納付書の提出

ア 契約保証金の金額に相当する財務規程第218条に規程する契約保証金に代わる担保及び当該担保に係る有価証券納付書を岩手県立中央病院長に提出すること。

イ 契約金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、岩手県立中央病院長の指示に従うこと。

ウ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、有価証券等は県に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、

超過分を徴収する。

エ 受注者は、業務完成後、契約金額の支払請求書の提出とともに有価証券還付請求書を提出すること。

③ 債務不履行による損害金の支払を保証する金融機関等の保証に係る保証書

ア 債務不履行により生ずる損害金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。

イ 保証書の宛名の欄には、「岩手県立中央病院長宮田 剛」と記載されるように申し込むこと。

ウ 保証債務の内容は、業務委託契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払であること。

エ 保証書上の保証に係る業務の業務名の欄には、業務委託契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。

オ 保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。

カ 保証期間は、委託期間を含むものとすること。

キ 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後6ヵ月以上確保されること。

ク 契約金額の変更又は委託期間の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱については、岩手県立中央病院長の指示に従うこと。

ケ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、金融機関等から支払われた保証金は県に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過分を徴収する。

コ 受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、業務完了後、岩手県立中央病院長から保証書の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

(3) 契約保証金に関して、保険会社が発行した債務の履行を保証する保証又は債務不履行時に保険金を支払うことを約する保険契約の証券を提示した場合は、13(2)の規定に関わらず契約保証金の納付を免除する。

① 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

- ア 公共工事履行保証証券の債権者の欄には、「岩手県立中央病院長宮田 剛」と記載されるように申し込むこと。
- イ 証券上の主契約の内容としての業務名の欄には、業務委託契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- ウ 保証金額は、契約金額の100分の5以上とする。
- エ 保証期間は、委託期間を含むものとする。
- オ 契約金額の変更又は委託期間の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱については、岩手県立中央病院長の指示に従うこと。
- カ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保証金は県に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- ② 債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約に係る証券
- ア 履行保証保険は、定額填補方式を申し込むこと。
- イ 保険証券の被保険者の欄には、「岩手県立中央病院長宮田 剛」と記載されるように申し込むこと。
- ウ 証券上の契約の内容としての業務名の欄には、業務委託契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- エ 保険金額は、契約金額の100分の5以上とする。
- オ 保険期間は、委託期間を含むものとする。
- カ 契約金額の変更により保険金額を変更する場合の取扱については、岩手県立中央病院長の指示に従うこと。
- キ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保険金は県に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (4) 落札者は、13(2)、(3)に係る確認のために、別紙1「契約の保証に係る届出書」を落札後速やかに病院長に提出するものとする。

14 その他

- (1) 入札参加者又は契約の相手方が本件一般競争入札に関して要した費用については、入札参加者又は契約の相手方が負担するものであること。
- (2) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の所在地及び名称
〒020-0066 岩手県盛岡市上田一丁目4・1
岩手県立中央病院 総務課 管財係 電話 019-653-1151 (内線 2207)